定期講習のお申し込みをされた皆様へ

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

令和元年度３月開催の一級/二級/木造建築士定期講習につきまして、公益財団法人建築技術教育普及センターより通知がございましたので、下記のとおり引用（一部抜粋）させて頂きます。

　併せて、開催中止となりました令和元年度３月開催の定期講習につきまして、別記１及び別記２をご参照下さいますようお願い申し上げます。

なお、別記１（２）の受講期限に関しましては当会でお答え致しかねます。恐れ入りますが、国土交通省へお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

記

一級/二級/木造建築士定期講習実施における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年2月27日付で、国土交通省より全登録講習機関へ、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の内容を踏まえ、令和2年4月末までの実施の建築士定期講習の開催を控えるよう要請がありました。これを受け当センターでも3月並びに4月（実施なし）の講習を中止することになりましたのでご連絡いたします。

　開催中止の経緯につきましては、国土交通省からの通達をご覧頂けますと幸いです。

１．開催中止の経緯（国土交通省からの通達）

国土交通省　下記URLを参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000826.html>

令和元年度3月開催　一級/二級/木造建築士定期講習の

開催中止について

　令和元年度３月開催の一級/二級/木造建築士定期講習の開催中止について、以下のとおりご案内致します。

（１）開催中止の旨

　国土交通省より新型コロナウイルスの感染予防のため建築士定期講習の開催について要請があり、3月6日開催の東京都での建築士定期講習は中止となりました。

（２）受講期限の延長について

　　建築士定期講習について、近日中に受講しない場合に、３年の受講期限内に建築士定期講習を受講できなくなるケースが想定されるが、こうした新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により当該責務を果たせなくなるケースについても、現段階では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を優先することが重要と考えており、  
　・　一級建築士等に係る建築士法の監督規定の取扱いは、柔軟に行うことを予定している  
　・　二級・木造建築士についても同様の取扱いを、制度を所管する都道府県に依頼してい

　　　　る

（３）今後のスケジュール等について

今後のスケジュール及びお手続きについては、4月以降に皆様に建築技術教育普及センターから郵送にて案内がありますのでしばらくお待ちください。

建築士定期講習 Q＆A

Q.還付はできないのか？

A.還付はできますが、詳細につきましては4月以降にセンターより送られてくる案内書にご案内がありますので、もうしばらくお待ちください。

Q.違法状態にはならないのか？

A.国土交通省より令和元年度3月分にお申込みの方は、令和2年度（2020年4月～2021年3月）に修了すれば違法状態にはならないとのことです。

Q.3月分の申込書の取り扱いはどのようになるのか？

A.3月開催にお申込みいただいた方の次年度への変更は年度間変更者として扱います。年度間変更者が例年より多数発生しますので、年度間変更者へはPL版申込書を案内書として、センターから直接対象者へ郵送します。

Q.受講料変更による差分の徴収はどうなるか？

A.令和2年度より受講料が12,960円→12,980円に変更となりますが、年度間変更者へは差分を徴収せず、12,960円にてお申込みできるものとします。なお、年度間変更者には「年度間変更」と押印のある払込証明書をお送りするので、その用紙でのお申込みにより年度間変更者かどうかが分かります。